

新潟市告示第 440 号

新潟市老人福祉センター横雲荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき，新潟市老人福祉センター横雲荘使用料の徴収事務を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 30 日

新潟市長 中原 八一

| 徴収事務を行う場所                                 | 徴収事務受託者  |
|---|--|
| 新潟市江南区横越中央 1 丁目 1 番 2 号<br>新潟市老人福祉センター横雲荘 | 新潟市江南区横越中央 1 丁目 1 番 2 号<br>横越コミュニティ協議会<br>会長 佐藤 正明 |